

平成26年第3回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 平成26年9月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年9月11日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（14名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 9番 山吹 富邦   |
| 10番 山野 千佳子 | 11番 久保隅 逸郎 |
| 12番 中原 裕侑  | 13番 尺田 公造  |
| 14番 佛圓 大源  | 16番 馬上 勝登  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（1名）

15番 南田 秀夫

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 三村 裕史 |
| 副町長   | 立花 隆藏 |
| 教育長   | 林 保   |
| 総務部長  | 内田 充  |
| 民生部長  | 清代 政文 |
| 建設部長  | 森本 昌義 |
| 教育部長  | 藤森 孝弘 |
| 総務部参事 | 石井 節夫 |
| 総務部次長 | 岩田 秀次 |
| 民生部次長 | 光本 一也 |

|        |      |
|--------|------|
| 建設部次長  | 民法勝司 |
| 教育部次長  | 三村伸一 |
| 企画財政課長 | 宗條勲  |
| 商工観光課長 | 時光良弘 |
| 税務課長   | 貞永治夫 |
| 福祉課長   | 加島朋代 |
| 住民課長   | 西村隆雄 |
| 健康課長   | 隼田雅治 |
| 生活環境課長 | 中井雅晴 |
| 都市整備課長 | 曾根和典 |
| 開発指導課長 | 林武史  |
| 上下水道課長 | 沖田浩  |
| 生涯学習課長 | 中村憲治 |
| 会計課長   | 光本琴音 |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 議案第 3 1 号 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 3 2 号 字の区域の変更について
- 日程第 3 議案第 3 3 号 安芸地区衛生施設管理組合規約の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3 4 号 平成 2 6 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 3 5 号 平成 2 6 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 3 6 号 平成 2 6 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 7 議案第 37 号 平成 26 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 8 議案第 38 号 平成 26 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 9 議案第 39 号 平成 26 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 10 認定第 1 号 平成 25 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 2 号 平成 25 年度熊野町上水道事業会計決算認定について

日程第 12 議員の派遣について

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（馬上） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名です。定足数に達していますので、ただいまから会議を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第 1、議案第 31 号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第 31 号、熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、深原産業団地地区地区計画を都市計画決定したことに伴い改正するものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部長（森本） 熊野町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、お手元の資料19ページからの、資料6により御説明いたします。

1、改正の趣旨としましては、平成23年5月19日に深原産業団地地区の地区計画を都市計画決定いたしました。これに伴い、この計画に盛り込まれている区域内の建築物制限を条例の別表に追加するものでございます。

それでは、3をごらんください。当該地区の建築制限の概要について御説明します。

(1)の建築物の用途制限ですが、準工業地域に建築してはならないものに加え、この地区内ではさらに、住宅、共同住宅、店舗、飲食店、ホテル、旅館、遊戯施設、風俗施設、学校、図書館など、ここに記載しておりますものは建築することができません。

なお、20ページに建築物の用途制限の概要の表を添付しておりますので御参照ください。

次に、19ページに戻っていただいて、3の(2)容積率の最高限度は10分の20、200%、また、(3)の建蔽率の最高限度は10分の6、60%です。

続きまして(4)の敷地面積の最低限度は、自動車修理工場、ガソリンスタンド、診療所や派出所、郵便局などの一部公益施設を除いて、500平米としております。

(5)の壁面線の位置は制限を定めておりません。

次の(6)高さの制限は、道路や隣地等の斜線制限を定めており、これらは第1種住居地域と全く同じ制限内容です。

最後の(7)垣またはさくの構造についても、この地区では制限を定めておりません。  
以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（荒瀧） せんだってこの事前のときにも申し上げたわけですが、ここの川角地区の地区計画、これは役場の所有地が入らないと、多分適合できないぐらいの規模ぐらい

になろうと思うんですが、役場としてこれを認められたという、この趣旨を教えてください  
だきたいと思います。役場の所有地が当然入ってますよね、地区計画、川角の。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） この地区は、今回造成いたしました深原地区の造成地における制限  
でございます、川角地区とは、先日川角地区をやらせていただいたんですが、川角地  
区ではございません。深原の工業団地の中の制限でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） それは済みません、前後いたしました。

きょうの場合はちょっと聞けないですかね、この機会には。地区計画の話。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） もう既に終わっておりますので、今回は深原地区ということでよろ  
しくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） この地区計画の条例にかかわるかどうかちょっとあれなんですけど、土  
地を買い求めた人は、建設の義務というのはいつまでにどうせいというのはあったん  
ですかね。ちょっと僕が聞いてないのかもわからないのですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 詳しいことは、熊野産業団地の分譲販売申し込み要領というものが

ございます。その中で決めてございますが、ちょっと中身をそこまで詳細を私は把握しておりませんが、多分買われて、いついつまでに建てということを今議員さんは言われてるわけですね。その点はちょっとどうかということは、私はちょっと済みません、今把握してございませんので、申しわけございません。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） これも違うかもわかりませんが、例えば3,800平米買ったとして、野積みの資材置き場とかいう、そういうのもそれを見にゃわからんですか。そういう利用方法っていうのは、ありかなしかとか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） これから販売に入るわけですが、募集をかけまして、業者が決まった時点で協定書というのを、これは立地協定ということで、紳士協定になろうかと思いますが、その中で何年程度とか、そういうことをうたっていきたいなということを今考えているところでございます。ちょっと建物が建たないとうちのほうも、例えば。

先ほどのいつまでというのは、そういった形の立地協定の中でうたうことを考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） ちょっと聞き方が悪くてごめんなさいね。使用用途という、要はその土地に資材だけをずっと置いとつても構わんのかということですが、建物なしでという意味です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 藤本議員が言われることはよくわかります。売ってそのままにされるんじゃないかということも考えました。悪くいえば転売もあり得るんじゃないかというこ

とで。ただ、これは協定書を結びますので、その中ではっきりとうたっていきたいという方針ではおります。

ただ、買われた企業の経営状況もあります。計画どおりにいかない場合もありますが、その協定に基づいて、本来の目的に沿った工場、あるいは会社、これを買っていただいて熊野町にも雇用が生まれるように、我々として指導していきたいという段階でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 済みません。二つございます。都市計画法というのはちょっとぎる風なところがありまして、特段の、町長の許可がある場合は可能であるという条文もあろうかと思うんですが、その点。

もう一つは、せんだって申しましたように、熊野のためになる企業ということで、筆業界のビジネスモデルを活用して、どんどんそういう業界に売っていくという件、これはいつごろまでにはめどが立ちそうでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） まず、町長が特別に認めた場合という条項はむやみやたらとは使いません。原則は原則で守ってまいりたいと思っております。

それから、全協でも御質問いただいた筆屋さんに来ていただくということでございます。これから町内の筆屋さんにはセールスをしてまいりたいという考えは持っております。できれば地元の企業、筆屋を含めてですね、これは筆屋に限定しません。利用してもらうのが本当は一番いいと私は考えております。その基本的な要請に従って、今から販売セールスを行っていきたいということです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

沖田議員。





すと容量が50リットルを超えるものはできませんというのが書いてございます。ですから、その一つずつの中に細かく書いてありますので。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 先ほど平たくいえば、沖田議員言われたように、基準はちゃんと明確に決まっていると。それを超えたらだめですよということでございます。それは今課長が言いましたように、それぞれ細かく決めてあって、言われた数値、それを超えてはならない。それ以下であれば、例えば自動車工場でアセチレンとか置くじゃないですか。それは切断のために必要ですから、若干のそのようなものは結構ですが、それをつくったりというのは、全部細かい規定で決めてあると、一番初めに言われたような数値ですね。そのようなことでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） じゃあ「量がやや多い施設。」というのは、人体に影響がないということで判断してよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） そうです。例えば環境を悪化するおそれがないということで、この準工業地域というのは住宅も混在できるものですので、ここではできませんけれども、準工業地帯の環境は守っていけるようなものとなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） ちょっと聞いて見るんじやがの、いわゆる最初に売買契約が成立して、

そのときに町との契約がある程度あるじゃん。契約内容を了解して、売買契約も成立したとするか。でもそれが今度は転売、転売になったときに、どこまで町のもとの契約書が履行される約束があるのか。遡及効果がどこまであるのか。それをおたくらは全部転売、転売されても、それを行政指導していけるのかね、転売先も二重、三重になったときに。2回目、3回目に買ったものは、そんなもの知ったことかという。最初の契約者はそうかもわからないけども、二重、三重になったときに、町の意向がどこまで及ぶのか、そこをどういう感じで考えているのかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 非常に難しいことですが、例えば先日の全協で尺田議員のほうからございました中間処理場の件ですが、これは先ほど申しましたように、分譲地販売要綱の中にそのような工場は入っておりませんので、最初はクリアできると思います。

言われるのは、これがこうなったときの話だろうと思うんですが、例えばですが、そういう非常に迷惑施設的なものでございますが、例えば中間処理場を例にとって挙げれば、これをまたそこへつくろうと思えば、町の都市計画審議会で意見を経て建てなければならないということがございます。当然、町も分譲要綱の中でそのようなことを言っておりますので、その審議会の中でお話しするときも、厳密にその要綱に沿ったもので都市計画審議会の中で協議をしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） 都市審議会が開かれるまでに、先にそういう形で事業が再開されて、都市審議会がわかったときには、もう時間が随分たつたことにはあるわけですね、はっきり言うて。そのときに、じゃあ町が都市審議会だへったくれじゃあというけども、取得権やらなんやらかんやらということになって、難しい場合があるんじゃないのかね。はっきり決めとかないと。今のあんたしらの説明からすると、そこはこういうふうを考える、先は。

〇議長（馬上） 森本建設部長。

〇建設部長（森本） ただいま建設部、総務部等で、この分譲販売申し込み要綱というものを決めておりますので、尺田議員が言われた転売の件についても、その中でどれだけうたえて、どれだけ法的根拠を持つものか検証いたしまして、できるだけそのような方向でやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長（馬上） いいですか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第31号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

〇議長（馬上） これより日程第2、議案第32号、字の区域の変更についてを議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長（三村） 議案第32号、字の区域の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

字の区域の変更につきましては、深原地区町有地造成事業の完了に伴い、これに係る熊野町字東深原98番13ほか63筆の土地について、字東深原から字深原平に変更す

るものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 議案第32号、字の区域の変更についての条例案の御説明を申し上げます。

議案の47ページ、49ページ、50ページをごらんください。

深原地区町有地造成事業として整備しました町有地につきまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の変更を行うものです。これは、造成地の完成に伴う土地の整理を行うに当たり、造成地に異なる字が存在することから、同一の字に統一するものです。

なお、同一の地番区域、すなわち字名でなければ合筆できない旨が不動産登記法第41条第2号に規定されています。

下記の土地の所在地の表をごらんください。

右欄、字東深原64筆、面積8万3,147平方メートルを、左の欄に示す字深原平に変更を行うものです。

次に、議案の49ページをごらんください。

図面に示した地番区域図（変更前）が地番区域の現在の状況です。図面上、赤い線で示している線が現在の字界となっており、オレンジ色に着色した64筆の地番を字深原平に変更いたします。

なお、字名の変更を行う地番については重複地番が存在しないため、現地番といたします。

議案の50ページをごらんください。

図面に赤色で示している線が変更後の字界となり、町有地を全て字深原平に統一するものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第32号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第3、議案第33号、安芸地区衛生施設管理組合規約の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第33号、安芸地区衛生施設管理組合規約の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

安芸地区衛生施設管理組合規約の一部改正につきましては、広島法務局による重複地番解消作業の実施により、本年10月1日から安芸郡坂町に所在する安芸地区衛生施設管理組合の番地が変わることとなりました。一部事務組合の規約の一部改正の協議に当たって、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経た上で県知事へ届け出すこととなっておりますことから、本議会における議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第33号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第4、議案第34号、平成26年度熊野町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第34号につきまして、御説明申し上げます。

平成26年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億7,078万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億2,334万9,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 議案第34号、平成26年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、12ページをお開きください。

8款 地方特例交付金におきましては、減収補填特例交付金が49万円の増額でございます。

9款 地方交付税におきましては、平成26年度の基準財政収入額と基準財政需要額

が確定したことにより、普通交付税が1,080万9,000円の増額となります。

11款 分担金及び負担金の災害復旧費負担金は、熊野町工事分担金条例に基づく農林災害復旧費負担金10万円を増額するものでございます。

13款 国庫支出金の国庫補助金では、総務費補助金の個人番号制度導入システム整備等補助金492万6,000円、民生費補助金の保育緊急確保事業費補助金が703万1,000円の増額でございます。

続いて、14ページでございますが、14款 県支出金の県補助金では、総務費補助金の広島県観光事業補助金165万円、民生費補助金の地域包括ケア推進補助金31万5,000円、保育緊急確保事業費補助金433万6,000円の増額でございます。安心子ども基金補助金は、一部事業が国及び県の保育緊急確保事業費補助金に移行したことにより、1,007万1,000円を減額するものでございます。

次に、県委託金の総務費委託金は、分権改革推進移譲事務交付金の確定により30万5,000万円の減額で、土木費委託金は、分権改革推進移譲事務交付金の確定により73万円の増額でございます。

ページの一番下、15款 財産収入の財産売払収入は、中溝（元選挙倉庫）の町有地及び里道の売り払いが完了したことにより、1,587万8,000円の増額でございます。

次に、16ページをお開きください。

16款 寄附金は、国際ソロプチミスト熊野からの指定寄附金150万円の計上でございます。

続いて、17款 繰入金では、公共下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の平成25年度における一般会計繰入金の精算に伴う返還金として、合計で1,694万2,000円を計上するものでございます。

次に、基金繰入金は、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金を5,345万8,000円減額するものでございます。

18款 繰越金については、前年度繰越金として1億7,123万9,000円を計上するものでございます。

次に、18ページ、19款 諸収入の雑入は、261万5,000円の増額でございます。主な内容は、宝くじコミュニティ助成金200万円の増額でございます。

次の20款 町債の臨時財政対策債は、発行可能額の決定により436万円の減額で

ございます。

次に、歳出でございますが、例年どおり分権改革推進移譲事務交付金の決定による人件費や事業費の財源更正、平成25年度の国及び県の補助金・負担金の精算による返還金、事業の移行等における財源更正などを計上しております。これらを除く主な内容について御説明いたします。

20ページをお開きください。

2款 総務費ですが、企画費の地域振興費では、道垣内交差点の改良に伴い、熊野町役場前バス停に屋根を設置する経費として371万円を計上しております。財源は、先ほど歳入で説明をさせていただきました国際ソロプチミスト熊野からの指定寄附金を予定しております。

22ページをお開きください。

徴税費の賦課徴収費では、個人番号制度の導入に伴うシステム改修等に要する経費として620万1,000円を計上しております。

ページの一番下、選挙費の農業委員会委員選挙費は、無投票となったことから151万円の減額でございます。

24ページをお開きください。

3款 民生費の老人福祉費では、地域包括ケアマップや「いきいき」生活応援店舗認定ステッカーの作成に要する経費として42万円を計上しております。

26ページをお開きください。

児童福祉費の児童福祉総務費は、児童扶養手当支給制度の一部見直しに対応するためのシステム改修経費として、121万6,000円を計上しております。

30ページをお開きください。

6款 商工費の商工振興費は、宝くじコミュニティ助成金を財源として、熊野筆を活用した街並みギャラリーイベントの開催費用として205万8,000円を計上しております。

32ページをお開きください。

7款 土木費の道路維持費は、1,629万円の増額でございます。主なものとして道垣内交差点の改良に伴い駐輪場を整備するための工事請負費200万円、土地開発基金から用地の買い戻しに係る用地取得費1,257万2,000円などの関連経費を計上しております。



34 ページをお開きください。

9 款 教育費の中学校費、学校管理費は、特別支援学級の生徒が増加したことから、非常勤講師を増員して対応する経費 130 万 8,000 円の増額でございます。

社会教育費の公民館費は、臨時職員の雇用に係る費用 148 万円の増額でございます。

36 ページをお開きください。

社会教育費の図書館費においても、臨時職員の雇用に係る費用 124 万 6,000 円の増額でございます。

続いて、10 款 災害復旧費は、農林水産施設災害復旧費として里道の整備費用 50 万円の計上でございます。

11 款 公債費の元金は、平成 15 年度に借り入れた臨時財政対策債と減税補填債の利率見直しにおける借りかえの影響額 126 万 3,000 円を計上しております。

38 ページをお開きください。

12 款 諸支出金の基金費は、1 億 1,018 万 2,000 円を増額するものでございます。内訳の主なものは、地方財政法に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 の額に相当する 8,562 万 1,000 円を財政調整基金に、平成 25 年度分のコーポラス熊野の収支差額 1,758 万 9,000 円を公共施設等整備基金に、655 万 5,000 円を筆の里づくり基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

6 ページに戻っていただき、6 ページでございます。

第 2 表の地方債補正は、臨時財政対策債の限度額を 3 億 7,925 万 1,000 円から 3 億 7,489 万 1,000 円に変更するものでございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6 番（大瀬戸） 国庫補助金、県補助金にあります保育緊急確保事業費補助金、この説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 保育緊急確保事業費補助金でございますが、これは来年度から施行予定であります子ども・子育て支援の新制度への移行に向けて、新制度における地域の子ども・子育て支援事業を先行的に今年度から支援を始めるという国の政策において設けられた補助金でございます。

基本的には国の補助金と県の補助金に分けられております。これまで実は県の安心子ども基金という補助金に一本化されておった事業が、こういった理由でこのたび国の補助金と県の補助金に分けられたということでございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（大瀬戸） ということは、きのうありました新しい制度に係る町の負担をこの補助金で賄うという考え方でよろしいですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 基本的には来年度からの施行に向けてのことなんですけども、今年度の26年度予算につきましては、現状行っております、例えば子育て支援センター事業であるとか、ファミリーサポートセンター事業、そのほかの保育士の給与改善のための補助金がございますが、保育士の処遇改善の臨時特例事業などがこういった新たに設けられた保育緊急確保事業費補助金に移行して行われるというものでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（大瀬戸） ということは、この補助金は継続的なものなんでしょうか。それとも単発ですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 継続して行われるという事業で認識しております。

○議長（馬上） 山吹議員。

○9番（山吹） 14ページの15款財産収入の2項の土地の売却なんですけども、この土地の面積、里道も含まれているように聞いておりますが、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（馬上） 宗條企画財政課長。

○企画財政課長（宗條） 中溝4丁目、旧選挙倉庫の土地でございますが、これは普通財産として管理しておりましたが、面積が316.06平米、これを一般競争入札により売却したものでございます。

以上でございます。

○議長（馬上） ほかにありませんか。

大瀬戸議員。

○6番（大瀬戸） あともう1点、中学校の特別支援学級に関する熊野中学校のほうですかね、予定よりふえたということなんですけど、これは背景にはどういったことがあるのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○議長（馬上） 三村教育部次長。

○教育部次長（三村） 中学校の特別支援学級の在籍児童の増加に伴う非常勤講師の運営なんですけれども、小学校と比べまして中学校は教科別の指導を行うということでございまして、特別支援学級といえども教科の教師が特別支援学級に行って指導を行うということになります。それで学年数がふえ、また教科指導回数がふえるということで、平成26年度の予算編成時よりも非常勤講師を要するということになりましたので、授業のこまをふやすということとあわせて、不足する非常勤講師について追加の予算を計上

させていただいたということでございます。特別支援学級の対象生徒数もかなりふえて  
おります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） ふえた背景をちょっと聞いてみたかったということなんです。ある程  
度は予測がつくはずなんですが、予測以上に熊中の場合ふえたというところの背景をち  
よっと教えてほしいんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 学級編制のとき想定しておりました人数に加え、転入により児童  
数のほうもふえております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 転入でふえたということですが、転入というのは町外ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 町外からの転入もでございます。それから、新たに中学指導委員  
会で措置したのもございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） そういう場合は、前もってある程度は把握できないものなんでしょう  
か。過去そんなに急激にふえたりしたことはなかったと思うんですけども、今年に限  
ってそういうのがあるというのは、何か別の理由とかあるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~



業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第35号につきまして、御説明申し上げます。

平成26年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,211万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億3,709万2,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、平成25年度からの繰越金1億2,211万円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費では、平成26年度分の退職被保険者等療養費及び高額療養費が不足することから、負担金補助及び交付金828万5,000円、前年度繰越金から歳出補正予算の財源充当額を減じた剰余金による基金積み立て9,776万2,000円、諸支出金では、平成25年度の実績により国庫負担金等が過剰交付となっていたことから、償還金及び還付加算金1,590万1,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第35号について採決します。本案については、原案のとおり決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第35号については原案のとおり可決されました。



○議長（馬上） これより日程第7、議案第37号、平成26年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第37号につきまして、御説明申し上げます。

平成26年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,922万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,665万1,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、一般会計繰入金1,125万1,000円、平成25年度からの繰越金796万9,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成25年度療養給付費負担金等の精算に基づき1,920万4,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第37号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第8、議案第38号、平成26年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。



提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第38号につきまして、御説明申し上げます。

平成26年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）案の保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ9,825万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億1,747万4,000円とするものでございます。

歳入の内容は、県支出金のインセンティブ付与事業交付金として160万円、一般会計繰入金242万8,000円、平成25年度からの繰越金9,423万1,000円を増額するものでございます。

歳出の主な内容は、地域支援事業費のインセンティブ付与事業費として160万円、基金積立金6,921万7,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金では、平成25年度の実績に基づく国庫負担金等の返還に1,982万円、平成25年度の精算による一般会計への繰出金716万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を923万4,000円とするものでございます。

内容は、平成25年度からの繰越金12万8,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第38号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) これより日程第9、議案第39号、平成26年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第39号につきまして、御説明申し上げます。

平成26年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)案につきましては、収益的収入予定額を663万9,000円増額し、総額を5億3,979万9,000円に、収益的支出予定額を36万9,000円増額し、総額を4億9,528万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を659万9,000円増額し、総額を7,956万4,000円に、資本的支出予定額を960万円増額し、総額を1億2,109万1,000円とするものでございます。

増額の主な内容といたしましては、川角地区における開発行為に伴う配水管設置工事の発生により、開発費収入及び開発関連工事費を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番(荒瀧) これはちょっと川角と言われましたけど、どこの土地の開発関係の収入になるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） 川角地区の福祉施設、今造成しておるとは思いますけれども、あそこに関する開発関係の予算増額ということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） たしかあそこは川沿いの道路に下水道の大きな管があるはずですよ。水道はどこから引っ張られてこられるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） 上水道の本管は、町道昭和線にしかあの付近は入っておりませんので、皇帝ハイツの入り口付近から埋設してくるという形になります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） そうしますと、今の地区計画の全体を網羅できるようなところまでされるのか、今の福祉施設のところまでになるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（沖田） 基本的には、このたびの開発地までの給水管の延伸ということになりますが、周辺の状況を見まして、それ以外に管を造形したりということが必要になってきますけれども、その分は水道事業会計のほうで上積みして、造形した水道管を埋設するということになろうかと思えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 今想定される使用水量は、どのくらいの規模の施設の予定ですか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 沖田上下水道課長。

~~~~~○~~~~~  
○上下水道課長（沖田） 規模でございますけれども、給水人口70名で今算定をしておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（荒瀧） 70人、かなり大きな規模だと思いますが、ここは御存じのように、このたびもハザードマップを見直されるということと、一説には1.5メートルぐらいあそこはかさ上がるということもありまして、ということは水道管も洗われるという可能性が十分あるわけです。となりますと、本管だけの問題じゃなくて、川の護岸ですね。これが押し寄せてきますと本管が洗われて出てきますので、これは十分に御検討されて施工のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第39号について採決します。本案については、原案のとおり決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

○議長（馬上） お諮りいたします。

これより日程第10、認定第1号、平成25年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号、平成25年度熊野町上水道事業会計決算認定についてを一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、日程第10、認定第1号及び日程第11、認定第2号を一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 日程第10、認定第1号及び日程第11、認定第2号を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 認定第1号及び認定第2号につきまして、御説明申し上げます。

まず、認定第1号の平成25年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度の熊野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況を監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

続きまして、認定第2号の平成25年度熊野町上水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度の熊野町上水道事業会計決算に監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま提案されました認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思っております。また、本特別委員会には、地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託し、また、地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時41分）

（再開 10時42分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長に、山吹富邦議員、副委員長に時光良造議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に山吹富邦議員、副委員長に時光良造議員を指名することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） これより日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しておりますとお決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙のとおり決しました。

また、ただいま決定いたしました議員の派遣について変更を要するときは、議長一任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣について変更を要するときは、議長一任とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれで散会といたします。

(散会 10時43分)